

和歌山県監査公表第27号

令和3年9月2日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月10日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

監査実施年月日 令和3年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理された。</p>	<p>注意事項 誤って支給した旅費については、返納手続を行い、返納を完了した。また、一般社団法人わかやま森林と緑の公社給与等規程第13条の規定等に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>